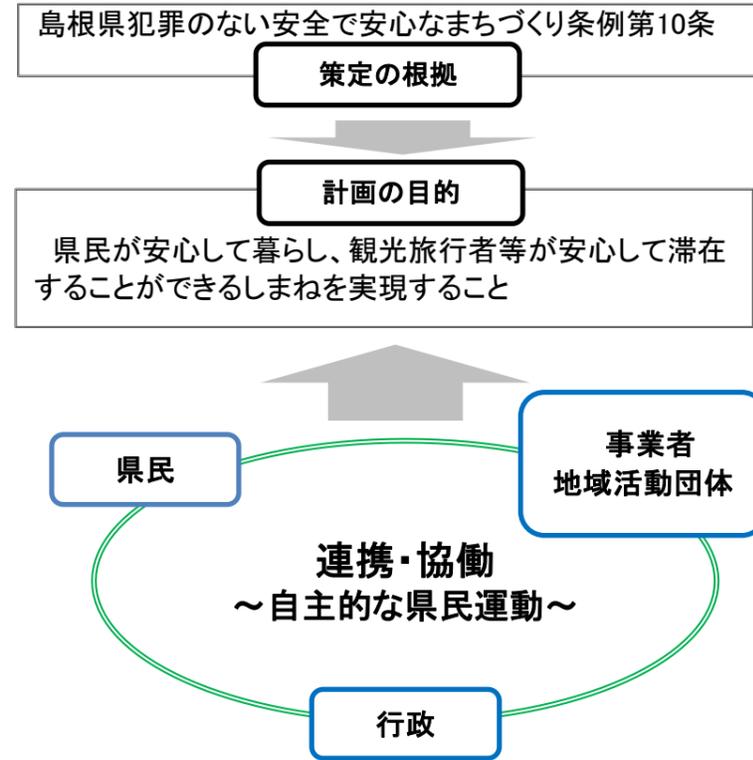


第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の概要

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画



島根県の犯罪情勢・防犯活動などの現状と課題

◆県内の犯罪情勢

○刑法犯認知件数 (H28) (H29) (H30) 3,047件 → 2,773件 → 2,631件 ☆H15のピーク時9,217件の3分の1以下	○犯罪発生率(件/人口千人) (H28) (H29) (H30) 4.4 → 4.1 → 3.9 ☆H15のピーク時、12.2件
○子ども・女性への声かけ・つきまとい (H28) (H29) (H30) 127件 → 167件 → 189件 ☆H21以降、毎年100件以上発生	○特殊詐欺被害(単位:億円) (H28) (H29) (H30) 52件:1.81 → 42件:1.05 → 41件:1.03 ☆H27は70件・2.93億円の被害(ピーク)
○自転車盗被害時の無施錠率 (H28) (H29) (H30) 79.8% → 78.8% → 78.0% ☆鍵掛け意識が徐々に浸透している	○被害時の無施錠率(H30) 自動車盗 車上ねらい 100% 90.0% 住宅対象侵入盗 オートバイ盗 59.6% 33.3% ☆無施錠で被害に遭う割合が高い

◆県内の防犯活動の状況

○子ども・女性みまもり運動実施事業者 (H28) (H29) (H30) 1,348 → 1,353 → 1,540 ☆着実に増加している	○青色回転灯パトロール車 (H28) (H29) (H30) 2,543台 → 2,512台 → 2,453台 ☆減少するも全国的に台数が多い
--	--

課題

- 特殊詐欺被害の防止
- 子ども・女性の安全確保
- 防犯カメラ・防犯灯など防犯環境の整備

◆犯罪被害者等に対する支援の情勢

○被害者サポートセンターの相談支援件数 (H28年度) (H29年度) (H30年度) 161件 → 197件 → 265件 ☆民間支援団体の必要性は高い	○支援体制の充実 ★H26.3:島根被害者サポートセンター ～犯罪被害者等早期援助団体に指定 ～H28.4:公益社団法人に認定 ★H27.3:「たんぼぼ」の創設
--	--

継続

- ★全国でも有数で活発なボランティア活動の維持・拡充
- ★被害者支援への県民理解増進のための取組を継続

◎計画の期間:令和2年度から令和6年度まで5年間

◎数値目標:令和6年末までに治安を良好と感じる人(体感治安)の割合を**85%**

5年間で取り組むべき施策の主な内容

<p>①県民等による自主的な活動の推進</p> <p>(1) 県民等の防犯意識の高揚 ・自主的な防犯環境整備の推進 ・講演会、研修会等の開催 ・鍵掛け運動の広報、啓発 等</p> <p>(2) 地域での自主的な活動、連帯意識向上の推進 ・防犯ボランティア団体への支援 ・事業者の自主的な活動の推進 等</p> <p>(3) 特殊詐欺被害を発生させない気運の醸成 ・個別訪問等による被害防止広報・啓発の充実 ・各種媒体を活用した被害防止の広報・啓発の充実 ・出前講座、被害防止研修会等の開催 ・金融機関等と連携した水際阻止対策の強化 等</p>	<p>②子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保</p> <p>(1) 子どもの安全確保 ・子どもみまもり活動の拡充 ・学校等における子どもの安全確保 等</p> <p>(2) 女性の安全確保 ・女性みまもり活動の拡充 ・住環境整備の推進 ・防犯教室、講習会等の開催 等</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等の安全確保 ・高齢者、障がい者に対する地域見守りネットワークづくり ・高齢者、障がい者に対する権利擁護の推進・講習会の開催 ・障がい者に対する相談支援活動の推進 ・観光旅行者等に対する安全情報の提供</p>	<p>③道路、住宅等における防犯への配慮</p> <p>(1) 道路等における防犯への配慮 ・道路の歩車道分離、夜間照明確保等 ・公園の夜間照明、見通し確保等 ・駐車場、駐輪場の夜間照明、見通し確保等 ・防犯に関する指針の普及</p> <p>(2) 住宅における防犯への配慮 ・防犯推進住宅の普及 ・防犯に関する指針の普及等</p>	<p>④事業活動における防犯への配慮</p> <p>(1) 店舗等における防犯への配慮 ・防犯カメラの設置等、店舗の防犯環境整備の推進 ・金融機関の店舗の構造、設備、体制の整備 ・深夜営業店舗の構造、設備、体制の整備 ・大規模小売店舗の構造、設備、体制の整備 ・防犯に関する指針の普及等</p> <p>(2) 自動車等及び自動販売機における防犯への配慮 ・自動車等の犯罪防止装置、用具の普及、防犯登録の推進</p>	<p>⑤犯罪被害者等への支援の推進</p> <p>(1) 犯罪被害者等に対する理解の増進 ・犯罪被害者週間における広報、啓発 ・講演会等の開催 等</p> <p>(2) 犯罪被害者等に対する支援 ・経済的負担の軽減 ・精神的負担の軽減 ・支援情報の提供</p> <p>(3) 支援のための体制整備 ・民間団体に対する支援 ・関係機関、団体との連携推進 ・相談窓口の充実、周知</p>	<p>⑥その他の安全安心まちづくりのための取組</p> <p>(1) 推進体制の充実、強化 ・計画の推進と進行管理 ・犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会との連携</p> <p>※ 上記①から⑥の6つの基本的方向のもと、総合的な施策の推進を図ります。 なかでも、喫緊の課題に対応するための3つの重点取組を推進します。</p>
--	---	---	--	--	--



重点取組事項

★ 特殊詐欺被害の防止

★ 高齢者、子ども、女性みまもり活動の充実・拡充

★ 自主的な防犯環境整備の推進